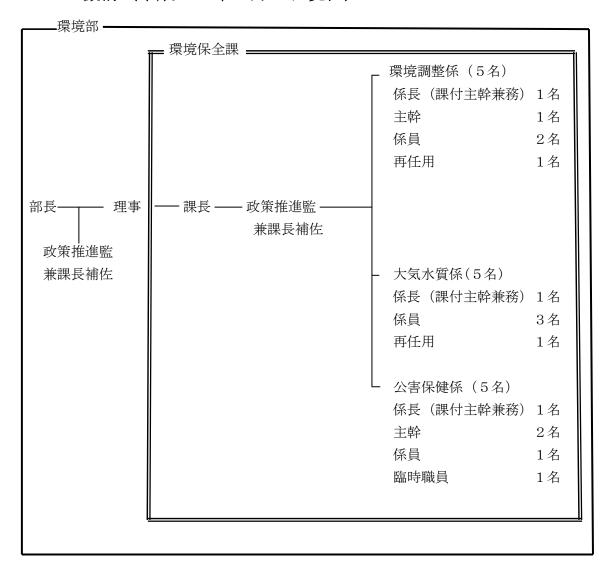
第8章 参考資料

第1節	環境行政	y組織・ ⁻	予算・	• •		•		•		•		•	•		•	•	•		,		, ,		 , ,	131
1. 機	講 (平成 2	7年4月	11日瑪	(在)	•	•		•		•		•	•		•	•	•		,		, ,	• (131
2. 予	構(平成 2 ・算 ・・・					•		•		•		•	•		•	•	•		,		, ,		 	132
	環境保全																							
	日市市環境																							
2. 四	日市市環	境保全審	議会条	例		•		•					•		•				,		, ,		 	136
	日市市公																							
4. 四	日市市公	害健康被	害特別	 審者	i会;	見程							•										 	141
5. 四	日市市公 日市市公	害診療報	酬審查	委員	会 持	規則																	 	• 143
	日市市公																							
	日市市公																							
	日市市環																							
	日市市鳥																							
	四日市市新																							
	四日市市中																							
	四日市市温																							
	四日市市温																							
	四日市市建																							
	四日市市水																							
	四日市市水																							
	四日市市																							
	四日市市																							
	酸化硫黄																							
2	酸化窒素	年平均濃	腰・	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •		• •			 •	178
3. 光	化学スモ	ッグ発令	狀況	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	• •	•	• •	, ,	• •	 •	179
	害苦情件																							
5. 公	害健康被	害認定者	数・	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•		•		, ,		 	179
6. 海	域の COD i	濃度年平	均值	• •	• •	•	• •	•	• •	•		•	•	• •	•	•	•		,		, ,		 	180
7. 河	川の BOD à	濃度年平	均值			•		•		•		•	•		•		•		,		, ,		 	180

第1節 環境行政組織・予算

1. 機構(平成27年4月1日現在)



事務分掌

環境調整係

- (1) 環境保全に係る企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 環境計画及び公害防止計画に関すること。
- (3) 環境保全審議会に関すること。
- (4) 環境マネジメントシステムに関すること。
- (5) 鳥獣飼養の許可及び鳥獣保護に関すること。
- (6) 温泉の利用、特定建築物の環境衛生及び専用水道等に係る監視、調査 及び指導に関すること。
- (7) 環境学習センターに関すること。
- (8) 国際環境技術移転研究センターとの連絡に関すること。
- (9) 部内の事務事業の調整に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

大気水質係

- (1) 公害防止協定に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染及び悪臭に係る規制、監視、調査及び指導に関すること。
- (3) 遊泳用プールに係る監視、調査及び指導に関すること。

公害保健係

- (1) 公害健康被害者の補償給付に関すること。
- (2) 公害健康被害認定審査会に関すること。
- (3) 公害保健福祉事業に関すること。
- (4) 健康被害予防事業に関すること。
- (5) 公害健康被害者みたき保養所に関すること。
- (6) その他公害保健対策に関すること。

2. 予 算

(単位:千円)

	23	24	25	26	27
保健衛生総務費	163, 037	152, 366	177, 273	201, 027	214, 183
人件費	163, 037	152, 366	177, 273	201, 027	214, 183
環境保全費	160, 441	229, 298	254, 740	834, 153	141, 475
公害対策事業	53, 693	48, 864	60, 948	74, 412	67, 171
環境保全事業	7, 511	5, 690	4, 719	1, 278	3, 930
環境教育推進事業	23, 326	23, 780	22, 947	25, 392	3, 482
国際環境協力推進事業	8, 380	8, 380	8, 380	8, 400	8, 400
一般管理業務	5, 271	5, 814	5, 676	5, 883	4, 392
地球温暖化対策事業	62, 260	67, 000	104, 500	109, 000	54, 100
公害資料庫関係事業費	10, 000	69, 770	47, 570	609, 788	0
公害健康被害補償費	756, 800	725, 062	696, 007	664, 577	654, 562
公害健康被害補償給付関係経費	748, 998	713, 344	688, 483	656, 904	639, 463
公害保健福祉事業	2, 796	2, 118	2, 085	2, 142	2, 090
公害健康被害予防事業	335	5, 873	1, 791	1, 793	2, 584
環境保健健康診査事業	2, 150	1, 546	1, 446	1, 502	1, 475
環境保健調査事業	2, 144	1, 826	1, 836	1, 862	1, 834
みたき保養所管理運営事業費	83	60	58	58	6, 800
四日市医師会公害対策事業	270	270	284	292	292
三重県公害保健医療研究協議会等負担金	24	25	24	24	24
公害対策関係予算額	1, 080, 278	1, 106, 726	1, 128, 020	1, 699, 757	1, 010, 220
一般会計総予算	104, 560, 000	102, 774, 000	102, 697, 438	107, 890, 000	118, 390, 000
一般会計に占める割合(%)	1.0%	1. 1%	1. 1%	1. 6%	0. 9%

(各年度当初予算額)

第2節 環境保全関係各種条例、委員会・委員名簿等

1. 四日市市環境基本条例

(平成7年3月30日 四日市市条例第12号)

わたしたちのまち、四日市は、西に緑豊かな鈴鹿山脈、東に恵み豊かな伊勢湾という自然に育まれ、東海道の宿場町として、古くから栄えてきた。

また、我が国有数の工業都市として、我が国の発展に寄与してきたが、その過程 で四日市公害という悲惨な経験をし、貴い教訓を得ている。

一方、わたしたちが生活の利便性や豊かさを追求するあまり、わたしたちのまちのみならず、地球的規模での環境の汚染や自然の破壊がもたらされつつある。

わたしたちはすべて、良好な環境を享受し、健康で文化的な生活を営む権利を有しているとともに、こうした良好な環境を保全し将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

貴い教訓を礎として、すべての者の参加と協調により、人と自然が共生できるまちづくり、環境への負荷の少ないまちづくり及び地球的な視野に立った取組ができるまちづくりを推進することがわたしたちの使命である。

ここに、わたしたちは、この使命を深く自覚し、市民の総意として、本市の良好な環境の保全と創造に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造に関し、環境基本法(平成5年法律第9 1号)の精神にのっとり、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務並びに基本 方針を明らかにするとともに、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進す ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上 に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - 2 この条例において「良好な環境」とは、土地利用、人口等の社会環境と動植物等 の自然環境との調和によって生ずる快適性、利便性、安全性等に優れた質の高い環 境をいう。

(基本理念)

- 第3条 良好な環境の保全及び創造は、わたしたちの存在基盤であり、かつ有限である恵み豊かな自然環境を、現在及び将来の市民が享受できるよう、行われなければならない
 - 2 良好な環境の保全及び創造は、すべての者の積極的な取組と参加により、環境への負荷の低減並びに持続的発展が可能なまちづくりを目指して、行われなければならない。
 - 3 良好な環境の保全及び創造は、本市の優れた環境保全技術の活用など地球的視野

に立った取組により、人類共通の課題である地球環境の保全に資するよう、行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、各種施策を進めるに当たり、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)をその基底として、良好な環境の保全及び創造に関する施策(以下「環境施策」という。)を実施する責務を有する。
 - 2 市は、環境施策の実施に当たっては、国、三重県及び近隣の地方公共団体との連 絡調整を緊密に行うものとする。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、良好な環境の保全及び創造に必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関し、市が実施する環境施策に積極 的に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活における環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境施策に積極的に協力する責務を有する。

第2章 良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

(施策の基本方針)

- 第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づく環境施策を推進 するものとする。
 - (1) 産業公害の防止、自動車交通公害の防止、生活排水による水質汚濁の防止、廃棄物の適正処理等により、大気、水、土壌等を良好な状態に保持し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全を図ること。
 - (2) 水や緑に親しむことができる都市空間の形成、地域の個性を活かした美しい景観の形成、だれもが利用しやすい施設の整備、歴史的文化的遺産の保全と活用等により、潤いと安らぎのある都市環境を創造すること。
 - (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全、貴重な野生生物の保護及び生態系の多様性の確保を図るとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保すること。
 - (4) 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの効率的かつ循環的な利用、環境保全技術の 活用等により、地球環境の保全を図ること。
 - (5) 人間と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の低減に主体的 に取り組むことができるよう、環境に関する系統的な教育及び学習の推進を図ること。

(環境計画)

- 第8条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境計画を策定しなければならない。
 - 2 環境計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 良好な環境の保全及び創造に関する長期的な目標、地域別目標、環境施策の方 向及び環境配慮の指針

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができる よう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境計画を策定するに当たっては、あらかじめ四日市市環境保全審議会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、環境計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。
- 6 前3項の規定は、環境計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、環境の状況、環境施策の実施状況等を明らかにするため、年次報告書を 作成し、公表するものとする。

(総合的調整)

- 第10条 市は、環境施策の実効的な推進をはかるため、次に掲げる事項について総合的 な調整を行うものとする。
 - (1) 環境計画に関すること。
 - (2) 環境へ著しい負荷を及ぼすおそれのある市の施策の実施に関すること。
 - (3) その他環境施策の総合的推進に関すること。
 - 2 市は、前項に規定する総合的な調整を行うため、四日市市環境調整会議を置く。 (調査研究体制の整備等)
- 第11条 市は、科学的予見性に基づく環境施策の推進を図るため、環境に関する調査研究体制の整備を図るとともに、他の研究機関との積極的な交流に努めるものとする。

(指導等)

第12条 市は、良好な環境の保全及び創造を図るため、事業者、市民又はこれらの者の 組織する団体(以下「民間団体」という。)に対し、必要な指導及び助言を行うこ とができるものとする。

(自主的な活動の支援)

第13条 市は、事業者、市民又は民間団体による良好な環境の保全及び創造に関する自 主的な活動を促進するため、情報提供その他必要な支援の措置を講ずるものとす る。

(教育、学習等の振興)

第14条 市は、事業者、市民又は民間団体が良好な環境の保全及び創造について理解を 深め、責任ある行動がとれるよう教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努 めるものとする。

(国際環境協力)

第15条 市は、海外の地域の環境の保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るため、 必要な措置を講ずるものとする。

(財政措置)

- 第16条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。 (委任)
- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行についての必要な事項は、市長 が別に定める。

2. 四日市市環境保全審議会条例

(昭和63年3月31日 四日市市条例第15号)

(設置)

第1条 本市の良好な環境の保全及び創造に関する基本的な事項を調査審議するため、四 日市市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次の名号に掲げる事項について調査審議する。
 - (1) 環境計画に関すること。
 - (2) 産業公害及び都市生活型公害の対策に関すること。
 - (3) 自然環境の保全対策に関すること。
 - (4) その他良好な環境の保全及び創造に関して、特に必要があると認められる事項 (組織)
- 第3条 審議会は、委員25人以内をもって組織し、次の名号に掲げる者のうちから市長が 委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 住民自治組織等の代表
 - (3) 市職員

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
 - 2 会長は、審議会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、その職務を代理する。

(専門部会)

- 第6条 良好な環境の保全及び創造に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、 審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
 - 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
 - 3 部会には、前項に規定する委員のほか、必要に応じて、専門の知識を有する者 のうちから、市長の委嘱により、専門員を置くことができる。
 - 4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
 - 5 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

(会議の招集)

- 第7条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。
 - 2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

- 第8条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 2 会議の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第9条 部会の議事は、前条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは 「部会」と、「議長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

- 第10条 審議会の事務を円滑に処理するため、幹事若干人を置く。
 - 2 幹事は、関係行政機関の職員及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(審議会の庶務)

第11条 審議会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委 任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議 会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(四日市市公害対策審議会条例の廃止)

2 四日市市公害対策審議会条例(昭和41年四日市市条例第38号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月24日から施行する。

四日市市環境保全審議会委員名簿

[審議会委員]

(順不同、敬称略)

	職名		氏		名
	四日市市自然保護推進委員会委員	桐	生	定	巳
	四日市看護医療大学名誉学長	河	野	啓	子
学	四日市大学環境情報学部教授	武	本	行	正
識	四日市市立博物館館長	谷	岡	経測	津子
経験	四日市医師会会長	淵	田	則	次
者	三重大学名誉教授	水	野	孝	之
	三重大学教育学部教授	宮	岡	邦	任
	四日市市顧問弁護士	森	Щ		仁
住	四日市市自治会連合会 桜地区連合自治会会長	伊	藤	隆	夫
等の代	連合三重三泗地域協議会議長	岩	間	正	樹
大石	四日市商工会議所女性部会長	数	馬	桂	子
	四日市消費者協会会長	中	嶋	敦	子
市職員	四日市市副市長	塚	田		博
[審議会幹事]				(順不	同、敬称略)
	四日市市政策推進部長	舘		英	次
市	四日市市市民文化部長	前	田	秀	紀
職 	四日市市都市整備部長	伊	藤		勝
' '	·	1			

(H28. 3. 31)

川北高実

四日市市環境部長

3. 四日市市公害健康被害認定審査会条例

(昭和49年6月20日四日市市条例第27号)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、四日市市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠法規)

第2条 審査会の組織、運営その他必要な事項は、法第45条に定めるもののほかこの条例の定めるところによる。

(所掌事項)

- 第3条 審査会は、公害による健康被害者の疾病の認定及び障害の程度等法に規定する事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。
 - 2 市長は、前項の意見を尊重するものとする。

(組織)

- 第4条 審査会は、委員15人以内で組織する。
 - 2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する 者のうちから市長が任命する。
 - 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、 再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 審査会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

- 第6条 審査会は、会長が召集する。
 - 2 審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。

附則

(施行期日)

- 1. この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び附則第3項の規定は、 法附則第1条本文の規定に基づく政令で定める日から施行する。
- 2. 前項の規定は、同項中「及び附則第3項」に係る部分を除き、本市が法第4条第 3項に規定する政令で定める市となるまでは、効力を発しない。
- 3. 四日市市公害被害者認定審査会条例(昭和45年四日市市条例第1号)は廃止する。

附則(昭和62年12月24日条例第45号)

この条例は、昭和63年3月1日から施行する。

附則(平成16年12月28日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

四日市市公害健康被害認定審査会委員名簿

(H27.4.1 現在)

四日市医師会	会 長	◎淵 田 則 次
II .	理事	〇中 嶋 一 樹
II .	参与	小 林 篤
II .	環境対策委員会委員	棟 方 英 次
II .	環境対策委員会委員	西村泰豪
II .	環境対策委員会委員	二宮俊之
II .	環境対策委員会委員	藤原庸隆
国立大学法人 三重大学	教授	笛 島 茂
県立総合医療センター	院長	高瀬 幸次郎
II .	呼吸器科部長	吉田正道
市立四日市病院	院長	一宮惠
II .	呼吸器内科部長	池田拓也
弁 護 士		伊藤 明紀
弁 護 士		中川かおり

(注) ◎会長 ○副会長

(順不同、敬称略)

4. 四日市市公害健康被害特別審查会規程

(設置)

第1条 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領に基づき、市長の附属機関として、四 日市市公害健康被害特別審査会(以下「特別審査会」という。)を置く。

(組織等の根拠規定)

第2条 特別審査会の組織、運営、その他必要な事項は、要領に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(所掌事項)

- 第3条 特別審査会は、公害健康被害の補償等に関する法律に定める公害健康被害認定審 査会の所掌事項に準ずる事項に関し審議をし、市長に意見を述べるものとする。た だし、認定に関する事項を除く。
 - 2 市長は、前項の意見を尊重しなければならない。

(組織)

- 第4条 特別審査会は、委員15人以内で組織する。
 - 2 委員は、医学、法律学、その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有す る者のうちから市長が任命する。
 - 3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、 再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 特別審査会に会長及び副会長を置く。
 - 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、審査会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(召集)

- 第6条 特別審査会は、会長が招集する。
 - 2 特別審査会は、委員定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 (委任)
- 第7条 この規程に定めるもののほか、特別審査会について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1. この規程は、公布の日から施行する。
- 2. 最初に任命される特別審査会の委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわら ず昭和53年8月31日限りとする。

附則

この規定は、昭和63年3月1日から施行する。

四日市市公害健康被害特別審査会委員名簿

(H27.4.1 現在)

四 日 市 医 師 会	会 長	◎淵 田 則 次
II.	理事	〇中 嶋 一 樹
IJ	参与	小 林 篤
IJ	環境対策委員会委員	棟方英次
IJ	環境対策委員会委員	西村泰豪
IJ	環境対策委員会委員	二宮俊之
IJ	環境対策委員会委員	藤原庸隆
国立大学法人 三重大学	教授	监 島 茂
県立総合医療センター	院長	高瀬 幸次郎
IJ	呼吸器科部長	吉田正道
市立四日市病院	副 院 長	一宮惠
IJ	呼吸器内科部長	池田拓也
弁 護 士		伊藤明紀
弁 護 士		中川かおり

(注) ◎会長 ○副会長

(順不同、敬称略)

5. 四日市市公害診療報酬審查委員会規則

(昭和49年10月1日、四日市市規則第27条)

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)の規定による療養の給付にかかる診療報酬請求書の審査を行うため、四日市市公害診療報酬審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 審査委員会は、市長が委嘱する審査委員6名以内をもって組織する。
 - 2 審査委員会に委員長1人を置き、審査委員のうちから互選する。
 - 3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した審査委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

第3条 審査委員の任期は、2年とする。ただし、審査委員に欠員を生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(審査委員会の招集)

第4条 審査委員会は、毎月1回以上委員長が招集する。

(議事)

第5条 審査委員会は、委員定数の2分の1以上の出席がなければ審査を行うことができない。

(業務)

- 第6条 審査委員会は、第1条の目的を達成するため、法第20条の規定による公害医療機関から市長に対して提出された公害健康被害補償診療報酬請求書の審査を行う。
 - 2 審査委員会は、毎月分につき、前月分の診療報酬請求書を、その月の15日まで に審査しなければならない。
 - 3 審査委員会は、前項の審査をするときは、法第22条及び第23条の定めるところに基づき、診療報酬請求の適否を審査する。

(秘密を守る義務)

第7条 審査委員又は審査委員であった者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(昭和63年2月29日規則第2号)

この規則は、昭和63年3月1日から施行する。

附則(平成17年2月4日規則第6号抄)

(施行規則)

1 この規則は、平成17年2月7日から施行する。

四日市市公害診療報酬審査委員会委員名簿

(H27.4.1 現在)

四 日 市 医 師 会	会 長 ◎淵田則次
II .	参 与 小林 篤
II .	環境対策委員 二宮俊之
II .	環境対策委員 棟方英次
県立総合医療センター	理 事 長 高瀬幸次郎
市立四日市病院	院長一宮惠

(注) ◎委員長

(順不同、敬称略)

6. 四日市市公害健康被害者等療養運営委員会要綱

(設置)

第1条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)による公害保健福祉事業及び大気の汚染の影響による健康被害を予防するために必要な事業(以下「公害保健福祉事業等」という。)の推進を図るため、四日市市公害健康被害者等療養運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、公害保健福祉事業等の円滑な運営を図るため、必要な事項を調査審議 する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員17人以内を持って組織する。
 - 2 委員は、医学その他公害保健福祉事業等の運営に関し知識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。
 - 2 委員長は、委員会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理ずる。
 - 4 委員長及び副委員長ともに事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、 その職務を代理する。

(部会)

- 第6条 公害保健福祉事業等に関する特定事項を調査審議するため、必要に応じて、委員会に部会を置くことができる。
 - 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。
 - 4 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。
 - 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議の招集)
- 第7条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。
 - 2 部会は、必要に応じて、部会長が招集する。

(議事)

- 第8条 委員会及び部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 2 委員会及び部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長及び部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第9条 委員長及び部会長が、必要と認めたときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事)

- 第10条 委員会に幹事若干人を置き、関係機関の職員又は市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 2 幹事は、委員長の命を受け、会務を処理する。
 - 3 幹事は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の意見 を聞いて、委員長が定める。

附則

この要綱は、昭和50年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

四日市市公害健康被害者等療養運営委員会委員幹事名簿

(H27.4.1 現在)

	四 日 市 医 師 会	会 長	◎淵 田 則 次
	II	副 会 長	○水 谷 健 一
	II	参与	小 林 篤
	IJ	理事	中嶋一樹
委	IJ	理事	種 田 寛
	IJ	環境対策委員会委員	二宮俊之
	II	環境対策委員会委員	西 村 泰 豪
	II .	環境対策委員会委員	藤原庸隆
	II .	環境対策委員会委員	棟 方 英 次
員	II	環境対策委員会委員	山 中 珠 美
	三重県立総合医療センター	院長	高瀬 幸次郎
	II	呼吸器科部長	吉田正道
	市立四日市病院	小 児 科 部 長	坂 京子
	II	呼吸器内科部長	池田拓也
幹事	四日市市環境部長		川北高実

(注) ◎委員長 ○副委員長

(順不同、敬称略)

7. 四日市市公害健康被害者特別救済措置要領

- 1. 特別救済措置の対象者は、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「法」という。)に基づき認定された者であって、次の名号の一に該当する者とする。
 - (1) 原告患者 津地方裁判所四日市支部昭和42年(ワ)第138号損害賠償請求 事件の原告
 - (2) 自主交渉患者 昭和47年11月30日付をもって、昭和四日市石油株式会社、 三菱油化株式会社、三菱化成株式会社、三菱モンサント化成株式会社、中部電 力株式会社及び石原産業株式会社と四日市公害訴訟弁護団団長北村利弥を代理 人として締結した協定書添付別表(1)乃至(140)記載の者
- 2. 前項の対象者に対して法第3条第1項第2号から第5号まで及び第7号に規定する補償給付の額に相当する金員を支給する。
- 3. 市長は、別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞いて対象者の障害の程度及び対象者の障害又は死亡について他の原因があると認められる場合の他原因の 参酌の程度を決定する。
- 5. 市長は、対象者が正当な理由なく第3項又は前項による審査を受けなかったときは、その者に対する第2項の支給を停止することができる。
- 6. 対象者は、障害の程度が増進したことを理由として、第2項に基つく支給額の改定を市長に請求することができる。
- 7. 対象者に対して同一の事由について損害が填補されたときは、第2項の支給を行 わない。
- 8. 第3項又は第4項に基づく決定に不服がある者は、市長に対し異議を申立てることができる。
- 9. 第2項に基づく金員の支給について、この要領に特別の定めがない場合は法の例による。

附則

- 1. この要領は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2. 第2項に基づく金員の支給の始期及び最初の月分の支給額については、別添「特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法」の定めるところによる。
- 3. 法施行以後、本要領の施行前に前項に基づく支給の始期が到来していた者 については、本要領が施行されていたならば支給すべきであった金員を昭和 54年3月31日までの間に支払う。
- 4. この要領施行のためにする公害健康被害特別審査会の設置及び第3項の規定に基づく障害の程度の決定等の準備行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。

附則

この要領は、昭和63年3月1日から施行する。

別添:特別救済措置に係る支給の始期等の算定方法

費相当額及び児童補償手当相当額とする。

- 1. 控除対象額
 - (1) 原告患者 判決額から弁護士費用を控除した額とする。
 - (2) 自主交渉患者 協定額(但し、解決一時金は含まない。)

2. 控除額

(1) 認定年月より昭和49年8月迄の期間 別表「標準給付基礎月額表」による性別、年齢階層別、診察実日数別障害補償

(2) 昭和49年9月以降の期間

市長が別に設置する公害健康被害特別審査会の意見を聞き、障害の程度等を決定し、法が適用されたとしたならば当該障害の程度等に応じて支給される金額に相当する額とする。

3. 特別救済措置に係る支給の始期及び当該月における支給額 支給の始期は、該当者のそれぞれの月の控除額の総計が控除対象額をこえるに至っ た月とし、当該月における支給額はそのこえた額とする。

8. 四日市市環境改善設備資金融資及び利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 市民の生活環境改善に資するため中小企業者及び中小企業団体の工場又は事業所から発生するばい煙、粉じん、排水、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物等(以下「公害」という。)を除去する施設の設置、改善並びに移転に要する資金又は、中小企業者若しくは中小企業団体が自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」という。)に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替えを行う場合に要する資金を融資することを目的とする。

(融資資金)

第2条 (削除)

(融資資金の預託及び融資目標)

- 第3条 市は第1条の目的を達成するため、本制度の運用資金として毎年予算の範囲内で 定める額を市の指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)に年度当初決済 用預金として預託する。
 - 2 指定金融機関は年度当初に預託を受けた資金の9倍以上を目標額として三重県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証を付して融資するものとする。 (融資の対象)
- 第4条 融資の対象は次の各号に該当するものとする。
 - (1) 市内に引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に定めるものをいう。)又は中小企業団体(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に定めるものをいう。)で現に公害が発生しているもの及び発生のおそれのあるもの又は、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替えを行うもの
 - (2) 協会の保証対象事業に該当するもので貸付金の返済が確実であると認められるもの
 - (3) 市税を完納しているもの
 - (4) 前3号に該当するもののほか、特に市長が必要と認めるもの

(資金の使途)

- 第5条 資金の使途は次の各号のいずれかに該当するものに限るものとする。
 - (1) 第1条に規定する公害を除去し、又は防止するために必要な設備の購入、設置、 改造
 - (2) 公害発生施設の移転若しくは取り除き又は作業場の移転
 - (3) 自動車 NOx・PM 法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え

(融資の条件)

- 第6条 融資の条件は次の各号により行うものとする。
 - (1) 融資限度1企業につき設備資金3,000万円以内、移転資金5,000万円以内。ただし、保証付きは3,000万円を限度とする。
 - (2) 貸付利率 年率とし、長期プライムレートから 1.5 パーセントを減じた率。ただし、長期プライムレートが 2.7 パーセントを下回るときは、長期プライムレートを 2.7 パーセントと見なす。
 - (3) 貸付期間及び返済方法 設備資金7年以内、据置期間1年含む。移転資金10年以内、据置期間1年含む。
 - (4) 保証料率 協会所定料率-0.3パーセント

月賦返済とする。

- (5) 担保 必要に応じて徴求する。
- (6) 連帯保証人

原則として借受人が法人の場合は代表者が連帯保証人になり、個人の場合は不要とする。ただし、他に実質的経営者がいる場合等は連帯保証人に加える場合がある。

(融資手続)

- 第7条 この要綱による融資を受けようとするもの(以下「借受者」という。)は所定の申 込書に必要書類を添付して指定金融機関に申込むものとする。
 - 2 指定金融機関は前項の申込書を受理したときは、速やかに実態調査を行いこの制度によることが適当と認められるものについては協会に保証依頼の手続きを行うものとする。
 - 3 協会は前項の依頼があったときは、内容審査のうえ諾否を決定し、指定金融機関 に通知するとともに、その旨を市長に報告するものとする。
 - 4 指定金融機関は協会より保証決定の通知を受けたときは、所定の手続を経た後速 やかに貸付けを実行するものとする。ただし、特別の事由のあるものについては市 長並びに協会と協議のうえ融資の拒否又は融資条件を変更することができるものと する。

(融資決定の取消し等)

- 第8条 市長は、本要綱による融資の決定を受けたもの又はすでに貸付けを行ったものが 貸付条件に違反したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。 (届出の義務)
- 第9条 借受者が融資条件の改善を完了したときは、速やかに完了届を市長に提出しなければならない。また、第5条第3号に規定する車の買い替えを行った場合は、廃車 (完全抹消)を証する書類及び新たに購入した車の自動車検査証を提出しなければならない。

(利子補給)

第10条 市長は、融資の決定を受けた借受者に対し、利子補給金を交付するものとする。

- 2 前項の規定により交付する利子補給金の対象限度額及び利子補給率は、次のとおりとする。
- (1) 利子補給金の対象限度額 設備資金については 1,000 万円を、移転資金については 3,000 万円を最高限度額とする。
- (2) 利子補給率 第6条第2号の貸付利率の2分の1以内
- 3 利子補給金の請求等に関する一切の手続は、借受者の依頼を受けて指定金融機関 が代行しなければならない。

(利子補給金の額)

第11条 前条第1項の規定により交付する利子補給金の交付額は、毎年前年の10月1日からその年の9月30日までの期間における融資残高に対し、第10条第2項の利子補給率を乗じて得た額とする。

(利子補給金の申請)

- 第12条 第10条の利子補給金の交付について借受者の依頼を受けた指定金融機関は次に掲げる書類を作成し前条に規定する期間の終了後速やかに市長に提出しなければならない。
 - (1) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金交付申請書
 - (2) 四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金計算明細書

(利子補給金の交付決定)

第13条 市長は前条の利子補給金交付申請書の提出があったときは、速やかにその可否 を審査のうえ指定金融機関を経て借受者に対し利子補給金の交付決定を行うもの とする。

(利子補給金の請求)

第14条 指定金融機関は前条の交付決定に基づき「四日市市環境改善設備資金融資に関する利子補給金請求書」を市長に提出しなければならない。

(利子補給金の支払)

第15条 市長は前条により指定金融機関から利子補給金交付請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、調査のため特に日時を要するときはこの限りでない。

(利子補給金の取消し等)

第16条 市長は借受者が第8条の取消し等の命を受けた場合は利子補給金の全部又は一 部を交付しないものとする。

(報告の徴収等)

第17条 指定金融機関は市長が指定金融機関の行った融資に関し報告を求めたとき、又は職員をして当該融資若しくは利子補給に関する帳簿書類等を調査させることを必要とした場合はこれに協力しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

9. 四日市市鳥獣飼養関係手数料条例

(平成12年3月29日 条例第16号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき 本市が徴収する鳥獣飼養関係事務手数料に関し、別に定めるもののほか必要な事項を定 めるものとする。

(手数料の種別及び金額)

- 第2条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) に規定する鳥獣飼養に関する事務の手数料の種別及び金額は、次の各号に掲げるとおり とする。
 - (1) 鳥獣飼養許可証交付手数料 1件につき3,400円
 - (2) 鳥獣飼養許可証再交付手数料 1件につき3,400円

(一部改正 [平成16年条例52号])

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に 定める。(一部改正[平成16年条例52号])

附則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(一部改正〔平成16年条例52号〕) (楠町との合併に伴う経過措置)
- 2 平成17年2月7日(以下「合併日」という。)前に、楠町手数料徴収条例(平成12年楠町条例第3号。以下「楠町の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(追加〔平成16年条例52号〕)

3 楠町の条例の規定により徴収した、又は徴収すべきであった手数料の取扱いについて は、なお楠町の条例の例による。

(追加〔平成16年条例52号〕)

附 則(平成16年12月28日条例第52号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年2月7日から施行する。

附 則(平成27年3月23日条例第20号)

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 46 号)の施行の日から施行する。

10.四日市市新エネルギー等導入奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出 を抑制するために市が実施する四日市市新エネルギー等導入奨励金(以下「奨励金」と いう。)の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第 11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付の対象者)

- 第2条 奨励金交付の対象者は、個人又は四日市市内で事業を営む中小企業者等(次条に 規定する「中小企業者等」をいう。以下同じ。)であって、次の各号のすべてに該当する ものとする。
 - (1) 当該年度の別に定める期間に、第5条に該当する事業を行う者であること。
 - (2) よっかいちCO₂ダイエットチャレンジ宣言を行う者であること。
 - (3) 市税を滞納していない者であること。

(中小企業者等)

- 第3条 この要綱で中小企業者等は、四日市市内で事業を営む者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者。
 - (2) 常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人、社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動法人。
 - (3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する法人。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するものは中小企業者等 から除くものとする。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は 出資が同一の大規模法人(資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常 時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。次号において同じ。) の所有に属しているもの。
 - (2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上に相当する数又は額の株式又は出資が大規模法人の所有に属しているもの。

(奨励金交付の対象事業)

- 第4条 奨励金交付の対象事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 市内において、第5条に定める対象設備を設置する事業。
 - (2) 市内において、第5条に定める対象設備が設置された建築物等を購入する事業。 (対象設備)
- 第5条 奨励金の交付の対象となる設備は、自己が所有する未使用のもので、自己の居住 又は自己の事業の用に供するためのもので、次の各号に掲げるものとする。ただし、展 示又は販売を目的とするものは除く。
 - (1) 太陽光発電設備

ア 第4条に規定する事業1件当たりの太陽電池の最大出力(太陽電池モジュールの 公称最大出力の合計値をいう。)が1キロワット以上10キロワット未満であること。 イ 低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。

(2)燃料電池設備

ア 国の民生用燃料電池導入支援補助金制度において補助対象として指定されたもの。 (奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、1件当たり3万円とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(募集及び交付申請)

- 第7条 市長は、募集期間及び募集件数を決定し、奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)を募集する。
- 2 申請者は、第4条に規定する事業に着手する前に四日市市新エネルギー等導入奨励金 交付申請書(第1号様式。以下「奨励金交付申請書」という。)に必要な書類を添付して 市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第8条 市長は、前条第2項の奨励金交付申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等を行い、奨励金を交付することが適当と認められるときは交付の決定を行い、申請者に対して、四日市市新エネルギー等導入奨励金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を通知するものとする。ただし、募集件数を上回る奨励金交付申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、奨励金を交付することが適当と認められる申請者について、抽選により、交付の決定を行う申請者を選択することができる。
- 2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の規定により不交付となった申請者に対して四日市市新エネルギー等 導入奨励金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(計画変更・中止)

- 第9条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、奨励金の交付決定を受けた後において、その内容を変更するとき、又はやむをえない理由により対象設備の設置を中止しようとするときは、直ちに四日市市新エネルギー等導入奨励金計画変更(中止)承認申請書(第4号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、奨励金交付申請書のうち次の各号に掲げる事項の変更については、この限りでない。
 - (1) 設置する対象設備のメーカー名、機種名及び発電能力(ただし、太陽光発電設備にあっては、変更後の最大出力が1キロワット以上10キロワット未満であること)
 - (2) 対象設備の事業着手予定日
 - (3) 対象設備の事業完了予定日
- 2 市長は、前項の申請を承認すべきものと認めたときは、四日市市新エネルギー等導入 奨励金計画変更(中止)承認通知書(第5号様式)により、決定者にその旨を通知する ものとする。

(実績報告)

第10条 決定者は、事業完了後、四日市市新エネルギー等導入奨励金実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に必要な書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。なお、当該年度の実績報告書の提出期限は、別に定める。

(奨励金交付額の確定)

第11条 市長は、実績報告書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地 調査等により、交付すべき奨励金等の額を確定し、四日市市新エネルギー等導入奨励金 交付確定通知書(第7号様式)により決定者に通知するものとする。

(奨励金の交付)

- 第12条 前条の規定により奨励金交付確定通知を受けた者は、速やかに四日市市新エネルギー等導入奨励金交付請求書(第8号様式。以下「奨励金交付請求書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、奨励金交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは決定者に対し奨励金を交付するものとする。

(管理)

- 第13条 前条の規定により奨励金の交付を受けた者は、対象設備をその耐用年数の期間、 善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 決定者は、対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければ ならない。

(処分の制限)

- 第14条 決定者は、対象設備の耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ四日市市新エネルギー等導入奨励金に関する財産処分承認申請書(第9号様式。以下「処分承認申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、処分承認申請書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認めるときは、四日市市新エネルギー等導入奨励金に関する財産処分承認通知書(第10号様式) により決定者に通知するものとする。

(検査)

第15条 市長は、奨励金に係る予算の執行の適正を期するため、対象設備に関する帳簿 等関係書類、対象設備、施設等を検査することができる。決定者は、この検査に応じな ければならない。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

- 第16条 市長は、決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による 交付決定の全部又は一部を取消すことができる。
 - (1) 当該年度の別に定める提出期限までに実績報告書を提出しない場合
 - (2) この要綱及びこの要綱の施行に関し必要な事項を定めた要領又はこれらに基づく条件に違反した場合
 - (3) 奨励金を対象設備の設置以外の用途に使用した場合
 - (4) 対象設備の設置を中止しようとする場合

- (5) 交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- 2 決定者は、市長が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する 奨励金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた奨励金の全部又は 一部を返還しなければならない。
- 3 決定者は、第14条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、市 長の請求があったときは、交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還しなければならな い。

(協力)

- 第17条 市長は、決定者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、決定者はこの求めに応じなければならない。
 - (1) 使用状況の調査
 - (2) その他市が協力依頼する事項

(奨励金の評価)

- 第18条 市長は、当該奨励金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。
- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の 適切な措置を講じるものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第11条から第15条までの規定を除き、平成30年3月31日限り効力を失う。

附 則(平成25年3月29日告示第120号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日告示第137号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の四日市市家庭用新エネルギー等普及支援事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に対する補助については、なお、従前の例による。

(環境部環境保全課)

11.四日市市中小事業省エネルギー設備更新等事業費 補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するために市が実施する四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付手続等について、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。(補助金交付の対象者)
- 第2条 補助金交付の対象者(以下「補助事業者」という。)は、四日市市内で事業を営む 中小企業等であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者
 - (2) 常時使用する従業員の数が100人以下の医療法人、社会福祉法人、学校法人又は特定非営利活動法人
 - (3) 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する法人
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助事業者から除く ものとする。
 - (1) 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上に相当する数又は額の株式又は 出資が同一の大規模法人(資本金の額又は出資の総額が3億円を超える会社並びに常 時使用する従業員の数が300人を超える会社及び個人をいう。次号において同じ。) の所有に属しているもの
 - (2) 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上に相当する数又は額の株式又は 出資が大規模法人の所有に属しているもの
 - (3) 本市の市税を滞納しているもの

(補助対象)

- 第3条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲 げる要件をすべて満たし、本市の他の補助金を受けていないものに限る。
 - (1) 補助事業者が自ら市内の事業場で行う次のアからウまでのいずれかに該当する事業であること。ただし、自己の居住の用に資するもの、展示又は販売を目的とするもの及び設置前において使用に供されているものは除く。
 - ア 省エネルギー診断(以下「省エネ診断」という。)
 - イ 次に掲げる設備の更新

- (ア) 照明設備
- (イ) 給湯設備
- (ウ) 空調設備
- (エ) ボイラー設備
- ウ 次に掲げる設備の導入
 - (ア) 小型コージェネレーション設備
 - (イ) LED 照明設備
- (2) 前号イ及びウについては、当該年度を含めて過去5年間に実施されたエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)(以下「省エネ法」という。)で定める中長期計画又は省エネ診断等のうち直近のものに基づく省エネルギー計画(以下「省エネルギー計画」という。)による計画的な導入又は改修によるものであること。
- (3) 第1号イ及びウについては、補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)のうち、次条第1項に規定する設備費の合計が30万円以上であること。
- 2 それぞれの仕様等については別に定める。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な次の経費とする。ただし、補助事業者が補助対象事業の実施に必要な業務を自己で行う場合に要するもの及び補助申請に係る見積り(概算設計)料や書類申請等に係る手数料は補助対象としない。

中間にかる。	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、
区分	内容
委託費	省エネ診断の委託に要する経費
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置・建材資材等の購入、製造・改修・据付け等
	に要する経費(当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
諸経費	補助対象事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、
	一般管理費)
その他	銀行振込手数料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、3分の1以内とし、その上限を300万円とする。ただし、当該年度を含めて過去5年間に四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金又は四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金を受けてい

る場合、300万円からこれまでに受けた補助金の額を減じた額を上限とする。

- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。
- 3 国又は県からの補助金の合計が補助対象経費の3分の1を超える場合、補助金の額は 補助対象経費の3分の2から国又は県からの補助金を減じた額を上限とする。

(募集及び交付申請)

- 第6条 市長は、この補助金の交付申請を行うことができる期間等を別に定め、周知する。
- 2 補助事業者は、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付申請書(第 1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添付して市長に提出しなければな らない。なお、提出については持参によるものとする。

(交付の決定)

- 第7条 市長は、申請書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助金交付の決定及び交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に対して、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができるものとする。 (抽選等)
- 第8条 予算額を上回る申請がなされた場合、市長は抽選により交付を決定することができる。

(事前着手の禁止)

- 第9条 補助対象事業は、交付の決定を受ける前に着手してはならない。
- 2 前項の「着手」とは、補助対象事業に係る契約をいう。

(計画の変更・中止)

第10条 補助事業者は、対象設備の設置工事の内容を変更又は中止しようとするときは、 直ちに四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金計画変更(中止)承認申 請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(計画変更・中止の承認通知)

第11条 市長は、前条の申請を承認すべきものと認めたときは、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金計画変更(中止)承認通知書(第4号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、対象設備の設置を完了したときは、四日市市中小企業省エネル ギー設備更新等事業費補助金実績報告書(第5号様式)(以下「実績報告書」という。) に必要な書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。なお、当該年度の実 績報告書の提出期限は、別に定める。

(補助金交付額の確定)

第13条 市長は、実績報告書が提出されたときは、必要な審査、必要に応じて行う現地 調査等により、補助金の交付すべき補助金の額を確定し、四日市市中小企業省エネルギ 一設備更新等事業費補助金交付確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知する ものとする。

(補助金の交付)

- 第14条 前条の規定により補助金の交付確定通知を受けた補助事業者は、速やかに四日 市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付請求書(第7号様式)を市長に 提出しなければならない。
- 2 市長は、四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付請求書が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

(手続代行者)

- 第15条 補助事業者は四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金委任状 (第8号様式)により、次の各号に掲げる手続を第三者に代行させることができる。
 - (1) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱及び四日市市中 小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領に定める様式及び添付書類を 市長に届けること。
 - (2) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要綱及び四日市市中 小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金交付要領に関する提出書類の内容につ いて、市長に問合せすること。

(検査)

- 第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助対象事業に関する 帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。
- 2 補助事業者は市長の検査に応じなければならない。

(管理)

- 第17条 補助事業者は、対象設備をその耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 2 補助事業者は、対象設備が毀損し、又は滅失したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 補助事業者は、補助金の交付に係る関係書類を事業完了後5年間保存しておかなければならない。

(処分の制限)

第18条 補助事業者は、対象設備の耐用年数の期間内において、当該対象設備を処分しようとするときは、あらかじめ四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業費補助金に関する財産処分承認届出書(第9号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用状況報告)

第19条 補助事業者は、補助対象事業の完了月の翌月から1年間における使用状況報告書(第10号様式)を、必要な書類を添付して別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助事業者が当該年度の別に定める日までに実績報告書を提出しない場合
 - (2) 補助事業者がこの要綱及びこの要綱の施行に関し必要な事項を定めた要領又はこれらに基づく条件に違反した場合
 - (3) 補助事業者が補助金を対象設備の設置以外の用途に使用した場合
 - (4) 補助事業者が補助金申請にあたり虚偽の申請を行った場合
 - (5) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (6) その他市長が認めた場合

(補助金の返環)

- 第21条 補助事業者は、市長が前条の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- 2 補助事業者は、第18条の規定により承認を受けて対象設備を処分した場合において、 市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を対象設備の残存価格 に応じて返還しなければならない。ただし、譲渡担保による処分は除く。

(協力)

- 第22条 市長は、補助事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めること ができる。この場合において、補助事業者はこの求めに応じなければならない。
 - (1) 使用状況調査報告書の提出

- (2) 四日市市中小企業省エネルギー設備更新等事業に関し、市が協力依頼する事項 (補助金の評価)
- 第23条 市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十 分に検証するものとする。
- 2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の 適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年5月21日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、第16条から第22条までの規定を除き、平成30年3月31日 限り効力を失う。

附 則(平成27年3月26日告示第117号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第2項については、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の四日市市中小企業新エネルギー導入等促進事業費補助金交付要綱の規定により交付決定を受けた者に対する補助については、なお、従前の例による。

(環境部環境保全課)

12. 四日市市温泉法施行細則

(趣旨)

第一条 温泉法(昭和23年法律第125号。以下「法」という。)の施行については、温泉 法施行規則(昭 和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、 この規則の定めるところによる。

(温泉利用許可申請書)

- **第二条** 省令第7条第1項の規定による温泉利用許可申請書は、第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 温泉利用地付近の地形図
 - 二 次に掲げるものの写真
 - イ 温泉のゆう出地
 - ロ 利用施設の全景
 - ハ 浴槽又は飲泉施設若しくはこれに類する施設
 - 三 温泉のゆう出地から利用施設に至る引湯管の敷設平面図
 - 四 利用施設の平面図及び浴用又は飲用設備等の構造図
 - 五 温泉分析書の写し(飲用の場合は、温泉飲用水質試験成績書を含む。)
- 2 省令第7条第2項第3号の規定による誓約書は、第1号様式の2によるものとする。

(温泉利用許可承継承認申請書)

- **第二条の二** 省令第8条及び第9条の規定による承継承認申請書は、第1号様式の3によるものとする。
- 2 省令第8条第2項第2号又は第9条第2項第3号による誓約書は、第1号様式の2に よるものとする。

(温泉成分等掲示内容届出書)

- 第三条 省令第11条の規定による温泉成分等掲示内容届出書は、第2号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して法第15条第1項の許可のあった日から 10 日以内に市長に提出しなければならない。
 - 一 温泉分析書の写し
 - 二 掲示場所を示す平面図
 - 三 加水、加温又は循環(循環ろ過を含む。以下「加水等」という。)された温泉を公共の浴用に供する場合は、当該加水等に係る設備の構造及び配置を示す図面
 - 四 温泉に入浴剤を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称に関する表示の写し
 - 五 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒装置の構造及び配置を示す図面その他の消毒方法を説明した書類

(廃止届出書)

第四条 法第15条第1項の許可を受けた者(以下「温泉利用者」という。)は、公共の 浴用又は飲用に供することを廃止したときは、遅滞なく第3号様式による温泉利用廃止届 出書を市長に提出しなければならない。

(住所・氏名変更届出書等)

- 第五条 温泉利用者は、その住所又は氏名(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)を変更したときは、遅滞なく第4号様式による住所・氏名変更届出書(利用)を市長に提出しなければならない。
- 2 温泉利用者は、温泉利用施設の管理者を変更したときは、遅滞なく第5号様式による 温泉利用施 設管理者変更届出書を市長に提出しなければならない。

(温泉ゆう出量(温度、成分)変化届出書)

第六条 温泉利用施設の管理者は、温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい変化があると認めたときは、遅滞なく第6号様式による温泉ゆう出量(温度、成分)変化届出書を市長に提出しなければならない。

(温泉利用状況報告書)

第七条 温泉利用施設の管理者は、温泉のゆう出量、温度、利用状況等を毎年3月末日現在で取りまとめ、第7号様式による温泉利用状況報告書を市長に提出しなければならない。

(書類の提出部数及び経由)

第八条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する書類の部数は、2部とする。

附則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に温泉法施行細則(三重県規則第 24 号)に基づいている書類等は、 温泉法施行細則の規定に基づいている書類とみなす。

13. 四日市市温泉法施行要領

第一 趣旨

温泉法(昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。)の施行については、温泉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)及び四日市市温泉法施行細則(平成 20 四日市市規則第 61 号以下「細則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第二 温泉利用許可申請書

省令第7条第1項の規定による温泉利用許可申請書は、細則第2条第1項に定める第1号様式とし、省令、細則及び本要領の定めるところにより、その添付書類は次のとおりとする。

なお、法第15条第1項の許可を受けた者(以下「温泉利用事業者」という。)が変更するときは、 細則第4条に定める第3号様式による温泉利用廃止届出書を許可申請書と併せて市長に届け出ること。

- 一 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し
- 二 法人格のない団体および共同申請の場合は、代表者を証する委任状、議事録、規 約、会則等又は共同申請者の住所、氏名を記した連署
- 三 温泉利用地付近の地形図
 - ア 温泉利用地付近の縮尺1/25,000の地形図
 - イ 当該施設の所在地を明示した縮尺1/1,000~1/5,000の地形図
- 四 温泉のゆう出地から利用施設に至る引湯管の布設平面図 ゆう出地については、申請書に記載した全てを表示し、引湯管についてはその口 径、材質、距離を表示すること。
- 五 利用施設の平面図及び浴用又は飲用設備等の構造図
 - ア 浴室、浴槽、じゃ口、飲用設備等の位置及び配管状況を明示した利用施設全体 の平面図及び浴室設備等の構造図
 - イ 循環ろ過装置、加熱装置等特殊装置を設備しているときはその構造図
- 六 温泉分析書の写し〔飲用の場合は、温泉飲用水質試験成績書を含む。〕 成分の分析は法第18条第2項の規定による。〔飲用の場合は、「昭和61年7月 14日付け環自施第244号の温泉利用基準の一部改正について(通知)」及び「平 成19年10月1日付け環自総発第71001002号温泉利用基準(飲用利用 基準)の一部改正について」により検査したものであること。〕
- 六の二 申請者が法第15条第2項各号に該当しない者であることを誓約する書面 細則第2条第2項に定める第1号様式の2によるもの
- 七 細則第2条第1項で規定する以外に原則として添付する書類
 - ア 申請者が温泉源より温泉を採取する者(「温泉採取者」という。)と異なる場合は、供給契約書又は承諾書等の写し
 - イ 利用施設の浴槽の容積の計算書

- ウ 飲用の場合は施設の管理方法を記載した書類
- エ 硫化水素含有泉利用施設においては、換気状態等を記載した書類

第二条の二 温泉利用許可申請等の取り下げ願

次の行為をしようとする者は、所定の様式により、その旨を市長に届け出なければならない。

- 1 温泉利用許可申請書を提出した者がこれを取り下げるときは、要領第1号様式に よる申請取り下げ願
- 2 温泉利用許可を受けた者がこれを取り下げるときは、要領第2号様式による許可 取り下げ願い

第三 温泉利用許可承継承認申請書

温泉利用許可承継承認申請書は、細則第2条の2に定める第1号様式の3とする。

第四 温泉成分等掲示内容届出書

温泉成分等掲示内容届出書は、細則第3条に定める第2号様式とし、その添付書類は次のとおりとする。

- 一 温泉分析書の写し成分の分析は法第18条第2項の規定による。
- 二 掲示場所を示す平面図 掲示場所については、赤丸で記入し「掲示場所」と記載すること。
- 三 加水、加温又は循環(循環ろ過を含む。以下「加水等」という。)された温泉を公共の浴用に供する場合は、当該加水等に係る設備の構造及び配置を示す図面

加熱装置、循環ろ過装置等の設備の構造図及び当該設備の位置を明示した利用施設全体の平面図

四 温泉に入浴剤を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称に関する表示の写し

入浴剤の容器包装に係る製品表示(製品の名称、製造(販売)会社名、主要な成分等の表示)の写し

五 温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒装置の構造及び配置を示す 図面その他の消毒方法を説明した書類

消毒装置を設備しているときは、当該設備の構造図及び当該設備の位置を明示した利用施設全体の平面図

第五 現地調査

市担当吏員の現地調査にあたって、申請者(申請者が出席できない場合は申請内容に詳 しい代理人)は、調査に立会うものとする。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

14. 四日市市建築物における衛生的環境の確保に関する法律 事務取扱要領

第1章総則

(目 的)

第1 この要領は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年 法律第20号。以下「法」という。)、建築物における衛生的環境の確保に関 する法津施行令(昭和45年政令第304号。以下「令」という。)及び建築 物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第 2号。以下「規則」という。)の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2章 特定建築物

(使用の届出)

- 第2 法第5条第1項又は第2項の規定に基づく届出は、特定建築物使用届出書 (第1号様式)により行うものとする。
 - 2 市長は、法第5条第4項に該当する届出を受けたときは、その旨を三重労働局長 に(第2号様式)により通知するものとする。

(変更・廃止の届出)

第3 法第5条第3項の規定に基づく届出は、特定建築物変更届出書(第3号様式)又は特定建築物廃止届出書(第4号様式)により行うものとする。

(帳簿書類の備付け)

第4 法第10条の規定に基づく帳簿書類は、別表1から別表11を参考として作成し 、規則で定められている期間備え付けるものとする。

第3章 指導監督

(立入検査)

第5 法第11条第1項の規定による立入検査は、特定建築物立入検査表(第10号様式)により行うものとする。

(改善指導等)

第6 第5の立入検査の結果、不備を認めたときは、指導票(第12号様式)の交付に

より改善指導等の措置を講ずるものとする。

第4章 雑 則

(台帳の作成)

第7 法第5条第1項又は第2項の届出にあたっては、特定建築物届出台帳(第13号 様式)をその都度作成するものとする。

(書類の提出)

第8 書類の提出先、添付書類、提出部数及び提出期限等は別表一書類及び関係書類一覧表のとおりとする。

附則

1. この要領は平成20年4月1日から施行する。

15. 四日市市水道事務取扱要領

第 1 章 総 則

(目的)

第1 この要領は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)水 道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)水道法施行規則 (昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)及び三重県小規模水 道条例(昭和41年三重県条例第40号。以下「条例」という。)三重県小規 模水道条例施行規則(昭和41年三重県規則第47号。以下「条例施行規則」 という。)の円滑な運用を図ることを目的とする。

第 2 章 専用水道

(確認の申請)

第2 法第32条の規定に基づき市長の確認を受けようとする者は、専用水道布設工事設計確認申請書(第20号様式)により行うものとする。

申請書の添付書類は「水道事業等の認可の手引き(昭和60年6月厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課連絡)」を参考とするものとする。

- 2 環境保全課長は、前項の工事設計が法第5条の規定による施設基準に適合 すると認めたときは確認書(第21号様式)を交付するものとする。
- 3 環境保全課長は、第2の1の申請を受理した場合において、当該工事の工事設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めたとき、又は適合するかしないかを判断することができないときは確認不適合通知書(第22号様式)により申請者にその旨を通知するものとする。

(記載事項の変更)

第3 法第33条第3項の規定に基づく届出は、第4号様式により行うものとする。

(軽微な変更)

第4 (削除)

(施設使用の報告)

第5 すでに設置されている水道施設が、供給内容等の変更により専用水道に 該当するに至ったときは専用水道施設使用報告書(第24号様式)により報告 するものとする。

(承継の報告)

第6 専用水道を承継したものは、専用水道承継報告書(第25号様式)により報告するものとする。

(廃止の報告)

第7 専用水道を廃止したときは、専用水道廃止報告書(第26号様式)により報告するものとする。

(給水の開始)

第8 市長の認可を受けた事業について、法第13条第1項の規定に基づく届出は、給水開始届出書(第10号様式)により行うものとする。

(水道技術管理者)

第9 法第19条第1項の規定に基づき水道技術管理者を設置(変更)したときは、水道技術管理者設置(変更)報告書(第14号様式)により報告するものとする。

(水質検査)

第10 法第20条第1項の規定に基づき実施した水質検査(ただし、規則第15条第1項第1号に掲げる検査を除く。)の結果が「水質基準に関する省令(平成15年10月10日厚生労働省令第101号)」に定める基準に適合しないときは、直ちにその原因を調査するとともに必要な対策を講じ、その結果を水質調査報告書(第15号様式)により報告するものとする。

(健康診断)

第 11 法第 21 条第 1 項の規定に基づき、健康診断を実施した結果、異常があった場合は、直ちに必要な対策を講じ、その結果を健康診断報告書(第 16 号様式)により報告するものとする。

(給水の緊急停止の通報)

第12 法第23条第1項の規定に基づき給水の緊急停止を行ったときは、直ちに環境保全課長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道事故報告書(第17号様式)により通報するものとする。

(業務の委託)

第13 法第24条の3第3項の規定に基づく届出は、第18号様式により行うものとする。

(断減水の通報)

第14 渇水、風水害、地震等により、水道に断減水が生じたときは直ちに環境

保全課長に通報するとともに、その内容についてすみやかに水道断減水状況報告書(第 19 号様式)により報告するものとする。

- 2 環境保全課長は、前項の通報を受けたときは、必要な調査を実施するものとする。
- 3 断減水の原因となった風水害、地震等の自然災害が一定規模以上のものであり、かつその災害復旧事業が、国庫補助の対象として認められる場合は、前2項の規定によるほか「水道施設災害復旧事業の事務処理(昭和50年9月19日環水第83号厚生省環境衛生局水道環境部水道整備課長通知)」により報告するものとする。

第 3 章 簡易専用水道

(設置(変更)の報告)

- 第 15 簡易専用水道を設置したときは、簡易専用水道設置報告書(第 27 号様式)により報告するものとする。
- 2 前項の報告書記載事項等に変更を生じたときは、簡易専用水道変更報告書 (第28号様式)により報告するものとする。

(準用規定)

第16 第6及び第7の規定は、簡易専用水道設置者について準用する。

第 4 章 小規模水道

(準用規定)

第17 第2から第12及び第14の規定は、小規模水道設置者について準用する。この場合において、第3中「法第33条第3項」とあるのは「条例施行規則第4条」と、「第4号様式」とあるのは「第4-2号様式」と、第8中「法第13条第1項」とあるのは「条例第8条第1項」と、「給水開始届出書(第10号様式)」とあるのは「小規模水道給水開始届(第10-2号様式)」と、第9中「法第19条第1項」とあるのは「条例第9条」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者」と、「水道技術管理者設置(変更)届(第14-2号様式)」とあるのは「小規模水道管理者設置(変更)届(第14-2号様式)」と、第10の1中「法第20条第1項」とあるのは「条例第11条第1項」と、第11中「法第21条第1項」とあるのは「条例第13条第1項」と、第2の1中「法第23条第1項」とあるのは「条例第5条」と、「専用水道布設工事設計確認申請書(第20号様式)」とあるのは「小規模水道布設工事確認申請書(第20-2号様式)」と、第2の2、3中「法第5条」とあるのは「条

例第4条」と、第5から第7中「専用水道」とあるのは「小規模水道」と、第7中「廃止」とあるのは「休止又は廃止」と、「専用水道廃止報告書(第26号様式)」とあるのは「小規模水道休止(廃止)届(第26-2号様式)」と読み替えるものとする第2から第12及び第14の規定は、小規模水道設置者について準用する。

第 5 章 指導監督

(立入検査)

第 18 法第 39 条第 2 項、第 3 項及び条例第 16 条第 1 項の規定に基づく立入検査の結果、水道施設等に不備を認めたときは、水道立入検査指導票(第 29 号様式)の交付により措置するものとする。

第 6 章 雑則

(書類の提出)

- 第19 書類の提出先添付書類、提出部数等は別表-1のとおりとする。
- 2 別表-1の様式のうち番号の記載の無いものについては欠番とする。

附則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

16. 四日市市水浴場指導要領

○第1 趣旨

この要領は、水浴場における公衆衛生の向上と水質保全の確保及びプールの安全確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

○第2 定義

この要領において、「水浴場」とは、多数人が利用する遊泳用プール(学校における水泳 プールを除く。)をいう。

2この要領において、「都市公園内のプール」とは、都市公園法(昭和31年4月20日 法律第79号)の規定に基づく公園施設としてのプールをいう。

○第3 責務

水浴場の開設者及び管理責任者(以下「責任者」という。)は、水浴場の適正な設置及び 管理に努めるものとする。

○第4 指導

環境保全課長は、必要に応じて責任者に対し、水浴場の適正な管理について指導するものとする。

○第5 水質基準、施設基準、維持管理基準及び水質検査等

多数人が利用する遊泳用プール(学校における水泳プールを除く。)の水質基準、施設基準及び維持管理基準については別添1「遊泳用プールの衛生基準(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知による)」に基づくものとする。

○第6 安全確保

多数人が利用する遊泳用プール(学校における水泳プール、教育委員会が管理するプール及び都市公園内のプールを除く。)の安全確保については、別添2「プールの安全標準指針(平成19年3月、文部科学省、国土交通省)」に基づくものとする。

○第7 報告

水浴場を開設しようとする者は、あらかじめ次の事項について、水浴場開設報告書(第1号様式)により環境保全課長に報告するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 水浴場の名称及び所在地
- 三 開設期間
- 四 設備概況
- 2 前項により報告した者は、前項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項に変更があったとき、又は、前項第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、水浴場変更報告書(第2号様式)により、また、水浴場を廃止したときは水浴場廃止報告書(第3号様式)により、環境保全課長に報告するものとする。
- **3** 責任者は、遊泳用プール開設中の水質検査結果が水質基準に適合しないときは、ただちに環境保全課長に報告するものとする。

○附則

- 1 この要領は平成20年4月1日から実施する。
- 2 平成19年6月15日に現に遊泳用プールを開設している者については、プール本体の水の容量の合計がおおむね100m3未満の遊泳用プールにおいては、遊泳用プールの衛生基準第3施設基準及び第4維持管理基準の適用を当分の間猶予する。

第3節 四日市市の主要工場一覧表(順不同)

会 社 名	所 在 地	工場敷地(m²)	稼動開始年月日	主 要 製 造 品 目
昭和四日市石油㈱四日市製油所	塩浜町1	1,600,000	昭和33年4月	ガソリン、キシレン、ジェット燃料、灯油、重油、潤滑油、アスファルト等
三菱化学㈱四日市事業所	東邦町1	1, 730, 000	1 1/2/2 0 1 10 /1	ポリエチレン、スチレンモノマー、酸化エチレン、アクリル酸エステル、高級アルコール、アルキルベンゼン、カーボンブラック、 合成ゴム、化成肥料、シュガーエステル、1,4ブタジエン、THF、PTMG、IPM、DME、MDI、ポリエステル樹脂等
J S R ㈱四日市工場	川尻町 100	610, 790	昭和35年4月	合成ゴム、合成ゴムエマルジョン、合成樹脂、電子材料、機能性材料、ブタジエン
パナソニックデバイスマテリアル四日市	大字馳出字北新開 60 番地	104, 181	昭和36年4月	熱硬化性樹脂成形材料、工業樹脂、精密成形品、FRP浄化槽、不燃天井材、断熱内装材、電子基材等
味の素㈱東海事業所	大字目永 1730	234, 000	昭和38年4月	核酸系調味料、アミノ酸、アミノ酸系甘味料、難燃性可塑剤、医薬品
四日市合成㈱	宮東町 2-1	四日市 20,740	昭和34年10月	非イオン界面活性剤、ノニルフェノール、塩化シリコン、グリコールエーテル、他ファインケミカル
	大字六呂見 710	六呂見 24,657	昭和 43 年 11 月	
三菱ガス化学㈱四日市工場	日永東2丁目4-16	185, 500	昭和38年4月	メタノール、キシレン、工業薬品
ライオンスペシャリティ・ケミカル㈱四日市工場	大治田3丁目3-71	32, 034	昭和 56 年 11 月	脂肪酸窒素誘導体及びその関連製品
東邦化学工業㈱四日市工場	小浜町 300-1	24, 064	昭和 42 年 10 月	石油樹脂、界面活性剤、合成ゴム用乳化材
石原産業㈱四日市工場	石原町1	736, 731	昭和16年1月	酸化チタン、農薬、磁性酸化鉄、合成ルチル、有機中間体、中和石膏、芒硝
コスモ石油㈱四日市製油所	大協町1丁目1	741, 993	昭和61年4月	ガソリン、ナフサ、ジェット燃料、灯油、軽油、重油
KH ネオケム㈱四日市工場	大協町2丁目3	131,600	昭和 41 年 11 月	アセトアルデヒド、アセトン、ブタノール、酢酸エチル、MIBK、MIBC、DBP、酢酸、酢酸ブチル
	霞1丁目4	193, 282	昭和 45 年 4 月	オクタノール、DOP
中部電力㈱四日市火力発電所	三郎町1	231,600	昭和38年6月	電力
東ソー㈱四日市事業所	霞1丁目8	1, 129, 531	昭和 46 年 3 月	エチレン、プロピレン、 C_4 留分、キュメン、 BTX , SM 、マレイン酸、苛性ソーダ、合成塩酸、塩化ビニルモノマー・ポリマー、ポリエチレン、石油樹脂
日本ポリプロ㈱四日市工場	霞1丁目21	30,000	昭和63年7月	ポリプロピオン樹脂
上野製薬㈱四日市工場	霞1丁目4	24, 770	昭和 45 年 6 月	プロピオン酸塩類、パラオキシ安息香酸、ソルビン酸、ボン酸、パラオキシ安息香酸エステル、硫酸カリ、βナフトール
四日市オキシトン㈱四日市工場	霞1丁目1-1	13, 200	昭和 47 年 4 月	液体酸素、液体窒素、液体粗アルゴン、酸素ガス、窒素ガス、水素ガス
DIC㈱四日市工場	霞1丁目5	206, 007	昭和 49 年 7月	合成樹脂 (ポリスチレン、発泡ポリスチレン)
丸善石油化学㈱四日市工場	霞1丁目3	58, 970	昭和50年6月	酸化エチレン、エチレングリコール、高級アルコール酸化エチレン付加体、アルキルフェノール酸化エチレン付加体
BASFジャパン㈱	霞1丁目23-2	160,000	昭和63年9月	製紙・皮革・繊維工業用助剤、熱可塑性ポリウレタン樹脂
東洋紡績㈱三重工場	中川原 4 丁目 1-15	147, 923	昭和11年1月	梳毛糸、毛織物及び合繊毛混織物、ジャージィ
富士電機㈱三重工場	富士町 1-27	332,000	昭和19年2月	電動機、電動機応用機器製品、自動販売機、オープンショーケース
第一工業製薬㈱	千歳町7	四日市 17,647	昭和14年4月	アニオン活性剤、カチオン活性剤、ポリエーテル、プリポリマー、重防食塗料
	霞1丁目 23-5	霞 91,005	平成 27 年 10 月	機能性化学製品、ウレタン関連薬剤
日本板硝子㈱四日市工場	千歳町2	118, 015	昭和11年12月	エレクトロニクス用超薄板ガラス、酸化物膜付ガラス、エアフィルター、ガラスペーパー
伊藤製油㈱	末広町 16-41	18, 700	昭和21年6月	ヒマシ油、ヒマシ油粕、二次化製品
YKK AP㈱	中野町 2044	100, 997	昭和 58 年 4 月	アルミサッシ
八千代工業㈱四日市製作所	上海老町東大沢 1633-2	108, 304	昭和 58 年 5 月	自動車(軽商用車)
シーケーディ㈱四日市工場	小牧町字高山 2800	79, 140	昭和 59 年 7月	制御機器、空圧機器
太陽化学㈱	赤堀2丁目3	赤堀 4,400	昭和 33 年 11 月	医薬品原料、食料品香料、食品用乳化剤、鶏卵加工品、果実火工品、緑茶抽出物、水溶性植物繊維、
	宝町 1	塩浜 55,300	昭和 57 年 6 月	
	山田町 800	南部 127,900	平成 2年 3月	水溶性食物繊維、マイクロ波加工品、アブラアゲ加工品、βー乳糖、カゼインナトリウム等
(㈱東芝四日市工場	山之一色町 800	312, 313	平成 5年 5月	半導体集積回路

第4節 四日市市における環境の推移

1. 二酸化硫黄年平均濃度(一般大気測定局)

()	_	\	
(単位	<i>r</i> •	ppm)	
(++1)	٠.	hhiii)	

	年度(西暦)	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1985
	磯 津	0.067	0.058	0.081	0.052	0.051	0.039	0.047	0.030	0.021	0.021	0.010	0.012	0.013	0.013	0.011	0.008	0.010	0.010	0.008	0.010	0.007	0.009	0.009	0.009	0.007	0.008	0.009	0.007	0.006	0.007	0.006
	塩浜病院	-	1	-	1	-	-	-	-	0.020	0.018	0.012	0.009	0.009	0.009	0.013	0.010	0.011	0.010	0.008	0.013	0.009	0.009	0.009	0.008	0.010	0.010	0.011	0.007	0.006	0.009	0.007
	羽津小学校	-	-	-	_	0.008	0.019	0.029	0.021	0.020	0.014	0.012	0.011	0.010	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.006	0.006	-	-	-	-	0.006	-
	市役所	-	1	-	ı	-	-	-	0.014	0.027	0.030	0.019	0.016	0.015	0.016	0.014	0.016	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009	0.009	0.010	0.009	0.011	0.010	0.011	0.009	0.008	0.009	0.006
2Bil	窯業センター	-	1	-	ı	0.044	0.037	0.034	0.034	0.021	0.016	0.012	0.012	0.013	0.012	0.011	0.008	0.008	0.008	0.006	0.007	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.007	0.005
定	富洲原小学校	-	1	-	1	-	-	-	0.014	0.017	0.020	0.014	0.015	0.012	0.010	0.010	0.008	0.010	0.009	0.006	0.008	0.008	0.007	0.008	0.008	800.0	0.009	0.010	800.0	0.007	0.008	0.006
同	四日市商業高校	0.031	0.032	0.026	0.030	0.020	0.020	0.025	0.020	0.017	0.014	0.012	0.014	0.012	0.006	0.007	0.006	0.007	0.007	0.004	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004
	南	-	1	-	0.040	0.050	0.045	0.027	0.020	0.018	0.016	0.012	0.012	0.008	0.009	0.007	0.007	0.009	0.008	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.003	0.004	0.004
	三浜(旧三浜小学校)	-	1	0.028	0.044	0.037	0.036	0.040	0.031	0.024	0.023	0.018	0.016	0.011	0.012	0.012	0.009	0.013	0.011	0.007	0.011	0.009	0.009	0.009	0.010	0.010	0.009	0.010	800.0	0.006	0.009	0.007
	北星高校	-	1	-	1	0.013	0.012	0.016	0.015	0.016	0.017	0.013	0.012	0.013	0.013	0.010	0.008	0.008	0.008	0.006	0.008	0.006	0.006	0.007	0.006	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
	楠	-	-	-	-	-	-	-	-	0.018	0.017	0.018	0.012	0.012	0.011	0.011	0.008	0.007	0.006	0.005	0.007	0.008	0.006	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.008	0.006
	平 均	0.048	0.045	0.045	0.042	0.032	0.030	0.031	0.022	0.020	0.019	0.014	0.013	0.012	0.011	0.011	0.009	0.009	0.009	0.007	0.008	0.007	0.007	0.008	0.007	800.0	0.008	0.009	0.007	0.006	0.006	0.007

	年度(西暦)	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	磯 津	0.009	0.009	0.009	0.007	0.008	0.009	0.007	0.006	0.006	0.007	0.008	0.008	0.009	0.009	0.010	0.010	0.008	0.006	0.006	0.006	0.004	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	塩浜病院	0.009	0.009	0.008	0.010	0.010	0.011	0.007	0.006	0.007	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	羽津小学校	0.006	0.007	0.006	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	市役所	0.009	0.010	0.009	0.011	0.010	0.011	0.009	0.008	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.006	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-
2Bil	窯業センター	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.006	0.007	0.008	0.007	0.005	0.006	-	-	1	1	1	ı	-	1	1	-	-	-
上度	富洲原小学校	0.007	0.008	0.008	0.008	0.009	0.010	0.008	0.007	0.006	0.007	0.007	0.006	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.006	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	-	-
同	四日市商業高校	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
	南	0.005	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.002	0.001	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	三浜(旧三浜小学校)	0.009	0.009	0.010	0.010	0.009	0.010	0.008	0.006	0.007	0.007	0.007	0.008	0.008	0.007	0.010	0.009	0.008	0.007	0.006	0.007	0.007	0.007	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001
	北星高校	0.006	0.007	0.006	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007	0.008	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
	楠	0.006	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.007	0.007	0.007	0.006	0.007	0.008	0.007	0.009	0.007	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.007	0.005	0.005	0.006	0.004	0.001
	平 均	0.007	0.008	0.007	0.008	0.008	0.009	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.008	0.007	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.001

(自動車排出ガス測定局)

(単位: ppm)

年度(西暦)	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
納屋測定局	-	-	1	1	1	1	1	1	1	-	-	-	0.010	0.008	0.006	0.010	0.010	0.008	0.009	0.007	0.007	0.007	0.007	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002
東名阪測定局	-	-	-	1	1	0.008	0.009	0.007	0.005	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000

2. 二酸化窒素年平均濃度(一般大気測定局)

224			ppm)
H /	11	•	nnm)
_	-/-	٠	ppm/

	年度(西暦)	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
	磯 津	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	0.015	0.018	0.018	0.021	0.023	0.024	0.023	0.023	0.021	0.020	0.021	0.021	0.018	0.018	0.020	0.020	0.021	0.020	0.014
	窯業センター	-	-	1	-	1	-	1	1	1	-	-	_	0.014	0.014	0.013	0.015	0.017	0.016	0.019	0.017	0.017	0.017	0.016	0.019	0.020	0.020	0.018	0.016	0.017	0.018
	四日市商業高校	0.012	0.010	0.012	0.011	0.012	0.014	0.011	0.011	0.016	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.014	0.016	0.016	0.016	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015	0.016	0.016	0.015	0.016	0.017	0.018	0.017
測	南	-	0.015	0.012	0.013	0.016	0.016	0.015	0.015	0.014	0.015	0.011	0.012	0.010	0.010	0.013	0.013	0.014	0.014	0.016	0.014	0.014	0.014	0.013	0.012	0.014	0.014	0.013	0.014	0.013	0.014
局	三浜(旧三浜小学校)	-	1	1	-	0.020	0.020	0.024	0.022	0.024	0.025	0.023	0.022	0.023	0.022	0.026	0.025	0.026	0.024	0.024	0.026	0.026	0.026	0.026	0.027	0.027	0.028	0.025	0.024	0.019	0.022
	北星高校	-	0.012	0.012	0.010	0.010	0.012	0.010	0.009	0.013	0.013	0.012	0.016	0.014	0.013	0.016	0.017	0.017	0.016	0.015	0.017	0.017	0.016	0.016	0.018	0.019	0.017	0.019	0.020	0.020	0.019
	西朝明中学校	-	-	1	-	1	-	1	1	1	-	-	_	_	_	_	ı	_	_	_	_	0.013	0.012	0.011	0.014	0.016	0.014	0.014	0.010	0.009	0.012
	楠	0.019	0.017	0.016	0.019	0.015	0.017	0.015	0.017	0.014	0.017	0.015	0.015	0.015	0.018	0.017	0.018	0.020	0.020	0.020	0.019	0.018	0.019	0.020	0.019	0.021	0.020	0.021	0.021	0.021	0.020
	平 均	0.016	0.014	0.013	0.013	0.015	0.016	0.015	0.016	0.016	0.017	0.015	0.016	0.015	0.015	0.017	0.018	0.019	0.018	0.019	0.019	0.018	0.018	0.017	0.018	0.019	0.019	0.018	0.017	0.018	0.017

	年度(西暦)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	磯 津	0.013	0.014	0.016	0.017	0.017	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013	0.014	0.013	0.014
	窯業センター	0.016	1	1	1	1	1	1	1	-	ı	-	ı	1
	四日市商業高校	0.015	0.017	0.017	0.017	0.016	0.016	0.014	0.013	0.012	0.014	0.012	0.012	0.012
測	南	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.011	0.011	0.010	0.011	0.010	0.009	0.009
測定局	三浜(旧三浜小学校)	0.023	0.024	0.024	0.024	0.022	0.021	0.020	0.018	0.017	0.018	0.016	0.017	0.018
	北星高校	0.020	0.019	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.016	0.014	0.013	0.013
	西朝明中学校	0.014	0.014	0.015	0.014	0.012	0.010	0.009	0.008	0.007	0.008	0.007	0.007	0.008
	楠	0.020	0.018	0.017	0.019	0.017	0.014	0.014	0.013	0.011	0.013	0.011	0.011	0.013
	平 均	0.017	0.017	0.018	0.018	0.017	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	0.012	0.012

(自動車排出ガス測定局)

(単位:ppm)

年度(西暦)	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
納屋測定局	0.032	0.025	0.030	0.033	0.032	0.027	0.031	0.031	0.031	0.033	0.032	0.035	0.032	0.031	0.030	0.029	0.032	0.030	0.029	0.029	0.028	0.032	0.036	0.037	0.032	0.035	0.027	0.037	0.036	0.036	0.036
東名阪測定局	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.019	0.023	0.024	0.024	0.025	0.024	0.022	0.021	0.022	0.023	0.020	0.024	0.022	0.022	0.023	0.023	0.024	0.022	0.024	0.025	0.025	0.025
北消防署	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.028	0.027	0.027
伊坂測定局	-	ı	-	-	-	-	-	-	ı	ı	-	-	ı	-	ı	ı	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ı	-	ı	-	-	_

1				1			
年度(西暦)	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
納屋測定局	0.034	0.032	0.027	0.027	0.027	0.025	0.025
東名阪測定局	0.024	0.022	0.023	0.022	0.021	0.021	0.020
北消防署	0.024	0.022	0.021	0.019	0.018	0.018	0.017
伊坂測定局	1	-	-	-	-	0.024	0.023

3. 光化学スモッグ発令状況

年度(西暦)	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
予 報(日)	15	25	20	11	13	12	5	1	1	1	6	5	4	0	0	3	2	0	16	1	13	2	18	6	2	5	6	4	13	6	4
注意報(日)	4	6	7	0	3	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1	0	5	0	4	0	5	1	1	0	2	0	7	3	0
被害を訴えた人(人)	231	1,148	679	83	10	55	5	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	4	0	52	0	0	0	45	0	0

	年度(西暦)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
-	予 報(日)	3	6	2	1	1	3	1	2	2	1	2	1	0
;	注意報(日)	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
i	被害を訴えた人(人)	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 公害苦情件数

		<i>,</i> ,																														
	年度(西暦)	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
	件 数				559	615	421	713	1,060	894	705	593	628	545	504	368	338	371	330	213	273	256	233	249	227	214	200	135	158	153	173	175
	悪 臭	490	529	413	387	362	262	446	597	492	384	353	388	375	325	210	179	192	153	98	127	108	103	92	71	73	30	57	70	78	61	68
	大気汚染	100	103	62	42	59	37	79	132	93	85	67	67	40	66	53	49	54	54	32	49	41	56	45	64	65	57	44	31	24	56	49
内	騒音•振動	45	42	70	53	171	74	120	173	190	98	84	86	65	70	59	76	90	94	47	50	50	62	70	54	44	30	32	23	31	32	45
八百	水質汚濁	8	3	25	21	24	20	40	92	59	92	52	50	46	28	31	22	19	18	26	12	19	16	9	10	10	9	12	17	35	15	15
	その他	33	5	15	20	55	31	28	66	60	46	37	37	19	15	15	12	16	11	10	18	15	12	11	15	8	9	13	12	5	11	9

:	年度(西暦)	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	件 数	186	205	254	197	309	293	232	293	302	265	243	258	232	232	220	187	196	178	150	177
	悪 臭	66	82	51	101	66	76	110	110	69	69	62	44	62	62	47	38	49	47	25	31
1.	大気汚染	74	102	76	65	91	127	112	112	117	112	102	104	102	102	67	68	89	59	56	77
力訳	騒音•振動	30	36	40	69	43	41	50	50	46	34	50	45	50	50	39	47	46	42	45	42
i)\	水質汚濁	30	27	21	57	31	40	31	31	31	24	29	33	29	29	29	38	35	29	21	27
	その他	5	7	9	0	1	9	6	6	2	4	15	6	15	15	5	5	1	1	3	0

5. 公害健康被害認定者数

現在人数新規認定された人数

			, - , ,																																
年度(西暦)	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
3月末日 現在人数	805	955	1,019	1,087	1,140	1,107	1,014	1,006	985	925	903	896	867	876	866	840	907	867	829	801	783	746	722	701	674	650	626	589	574	553	532	515	501	523	512
新規認定された人数	195	182	94	105	81	67	38	33	42	25	16	29	19	34	19	23	107	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	47	0
年度(西暦)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015																									
3月末日	499	488	476	452	450	433	422	411	394	377																									

⁽注) 1989 年度以降の新規認定人数は転入者のみ、2004 年度は楠町との合併による

6. 海域のCOD濃度年平均値

単位	:	mg/	1
1 1-1-4	•	1110/	•

ź	F度(西暦)	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
	St1	2.9	2.8	2.3	2.3	2.9	2.9	3.9	3.2	3.1	2.5	2.2	3.4	2.5	2.4	3.3	2.6	3.2	2.3	2.7	2.6	1.9	2.4	2.9	2.2	2.8	3.1	3.1	2.7	2.9	2.6	4.4
其	景 St3	2.6	2.9	2.6	2.3	2.7	2.8	3.2	2.8	2.9	2.3	2.1	3.0	2.5	2.3	3.3	2.7	3.2	2.3	2.8	2.4	2.0	2.6	2.8	2.4	2.4	3.2	3.1	2.5	2.7	2.7	3.5
<u> </u>	\$ \$\begin{align*} \begin{align*} \	3.1	3.7	2.7	2.8	2.7	3.4	4.0	3.6	3.2	2.9	2.3	3.2	2.5	2.6	3.4	2.9	3.1	2.5	2.9	2.6	2.1	3.1	2.7	2.5	3.0	3.6	3.2	2.8	2.8	2.8	3.5
	" St5	3.4	2.8	2.1	2.4	2.4	3.1	3.8	3.1	2.9	2.6	2.1	2.6	2.3	2.3	3.2	2.6	2.6	2.4	2.5	2.4	2.0	2.6	2.9	2.5	2.4	2.9	2.8	2.5	2.3	2.5	3.9

年月	度(西暦)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	St1	2.6	2.9	3.2	3.0	2.7	2.7	3.2	3.2	2.7	3.0	3.0	3.0
環境	St3	2.7	2.9	3.2	3.2	2.6	2.7	2.6	2.5	2.5	2.6	3.0	2.4
環境基準点	St4	2.8	3.2	4.1	3.4	2.7	2.8	3.0	2.5	2.4	2.5	3.2	2.6
,	St5	2.5	2.9	3.1	3.0	2.7	2.7	2.9	2.5	2.4	2.4	2.6	3.1

7. 河川のBOD濃度年平均値

単位: mg/1

	年度(西暦)	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
	朝明橋	2.4	1.2	1.6	2.1	2.3	2.5	1.6	1.9	2.5	1.8	1.7	2.6	2.0	1.9	2.1	1.7	2.0	1.8	1.4	1.3	1.4	2.8	2.0	2.3	1.4	2.2	1.6	1.2	1.4	1.8	1.7
	朝明大橋	3.1	2.2	2.4	2.7	3.0	3.2	2.2	2.4	3.4	2.3	2.6	3.2	2.4	2.5	2.5	2.3	2.8	2.0	1.4	1.5	1.7	3.2	1.9	2.5	1.6	1.9	1.7	1.4	2.0	2.0	1.6
	海蔵橋	2.4	1.1	1.1	1.5	1.2	1.8	1.4	1.3	1.8	1.9	1.4	1.6	1.2	1.3	1.9	1.7	2.0	1.8	1.8	1.0	1.2	1.9	2.8	2.2	1.7	1.3	1.2	<1.5	1.1	1.4	1.1
т <u>ш</u>	新開橋	-	_	1	-	2.0	2.9	2.4	1.3	2.1	2.5	3.5	3.8	2.6	2.3	3.6	2.2	2.7	2.2	2.0	1.5	1.7	2.7	2.7	2.6	2.2	1.7	1.3	1.3	0.9	1.2	1.2
境	三滝水源	0.9	0.7	1.1	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	1.2	1.3	1.0	1.6	1.2	1.5	1.6	1.8	1.6	1.6	1.2	0.9	1.2	1.2	2.1	1.3	1.1	1.1	1.0	<1.4	1.0	1.3	1.0
本 準	三滝橋	3.3	3.2	3.4	3.8	6.3	7.3	7.6	4.6	5.5	4.2	7.1	8.0	5.4	6.2	4.2	4.0	2.1	1.6	1.3	1.3	1.4	2.0	2.2	2.2	1.5	1.3	1.5	<1.7	1.2	1.3	1.4
点	内部橋	1.5	1.2	0.5	0.9	0.7	1.5	0.7	0.9	0.6	1.2	0.9	1.3	0.8	1.1	1.5	1.6	1.3	0.9	0.9	1.2	1.3	1.8	1.6	1.3	0.7	0.7	1.2	1.0	0.8	0.8	0.9
	河原田橋	1.4	1.3	0.7	0.9	8.0	1.3	0.8	0.7	8.0	1.3	1.0	1.1	1.2	1.5	1.8	1.4	1.3	8.0	1.0	1.5	1.2	1.6	1.4	1.4	0.9	0.9	1.2	1.3	1.0	1.1	1.1
	小倉橋	2.0	1.5	0.9	1.3	0.9	1.2	0.9	8.0	8.0	1.2	1.2	1.3	1.2	1.6	1.7	1.5	1.4	1.1	0.9	1.0	0.8	1.0	1.1	1.3	0.9	0.9	1.7	0.7	0.7	1.1	1.0
	大井の川橋	31	24	13	15	11	7.0	5.7	5.3	7.2	7.5	5.1	5.7	4.8	4.7	4.4	5.2	5.4	5.3	4.9	2.8	3.7	3.6	4.5	4.6	3.2	4.6	3.2	3.0	2.5	1.8	2.4

	年度(西暦)	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
	朝明橋	1.7	1.0	0.9	0.7	0.9	1.0	1.0	0.9	1.3	1.2	1.1	0.8
	朝明大橋	1.7	0.9	0.9	0.9	1.0	1.2	0.9	1.0	1.3	1.1	1.0	0.8
	海蔵橋	1.2	1.7	1.2	0.7	1.1	1.0	0.9	1.5	1.1	1.2	1.2	1.1
τ==	新開橋	1.0	1.5	0.9	1.0	1.1	1.0	0.9	1.2	1.4	1.0	1.3	1.1
環境基準点	三滝水源	0.8	1.1	0.9	0.9	1.0	0.9	0.6	2.7	0.9	0.9	1.0	0.7
奉	三滝橋	1.2	1.3	1.4	0.8	1.3	1.1	0.8	1.3	1.0	1.0	1.0	0.7
点	内部橋	0.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	河原田橋	0.9	1.1	0.9	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.7
	小倉橋	0.9	1.1	0.7	0.7	0.5	0.7	0.9	0.9	0.7	0.9	0.6	0.5
	大井の川橋	2.4	2.0	2.7	3.2	2.9	1.4	1.6	3.4	2.1	2.0	1.6	1.8